

佐賀県公報

平成17年
5月10日(火)
平成17年6月17日(金)

日曜日は除きます。
なお、郵送による場合は、平成17年6月17日(金)の消印があるものまで受け付けます。

III 次

公 告

○平成17年度毒物劇物取扱者試験の実施

○ 公 告

(◎豈が 县例規集に登載やくゆの)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する平成17年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成17年5月10日

佐賀県知事 古川康

1 試験科目

- (1) 筆記試験
- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(実物鑑定ではなく、記述式により行う。)

2 試験日時

平成17年8月2日(火) 10時30分から12時40分まで

3 試験場所

佐賀県職員互助会館(佐賀市城内一丁目6番5号)

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成17年6月6日(月)から6月17日(金)まで。ただし、土曜日及び

- (2) 受付時間 8時30分から17時15分まで
- (3) 受験願書提出先 佐賀県健康福祉本部業務課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

5 提出書類(各1通提出)

- (1) 受験願書
- 受験願書は、業務課及び各保健所に準備しています。

なお、佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)からもダウンロードできます。

(2) 住民票の写し

出願前6か月以内に発行され、本籍の記載されたもの

(3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦5センチメートル横4センチメートルで、脱帽、上半身、正面像のもの

(4) 官製はがき

受験者の住所及び氏名を明記したもので、裏が白色無地のもの

6 受験手数料

10,500円(佐賀県収入証紙によること。)

既に納入された手数料は、いかなる理由があつても返還しません。

7 合格発表

- (1) 平成17年8月18日(木) 9時に県庁本館前の掲示板及び各保健所の掲示

板又は玄関に掲示します。

また、佐賀県のホームページにも掲載します。

平成17年5月10日(火)

佐賀県公報

- (2) 試験合格者には、郵送により合格証書を交付します。

8 簡易開示制度

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条に基づく簡易開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求ができます。

- (1) 開示方法 閲覧又は口頭
- (2) 開示内容 科目別得点及び総合点
- (3) 開示期間 平成17年8月18日(木) 9時から9月20日(火) 17時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (4) 開示場所 佐賀県健康福祉本部薬務課(新行政棟3階)
- (5) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)
- (6) その他 開示請求希望者は、事前に佐賀県健康福祉本部薬務課麻薬・毒劇物担当へ連絡すること。

9 受験手続に関する問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部薬務課(電話番号 0952-25-7082)